

お客さま各位

室 蘭 信 用 金 庫

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組基本方針について

平素より格別のご愛顧を賜り、心よりお礼申し上げます。

室蘭信用金庫は、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、下記の取組みを実施いたします。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、今後もお客様に満足いただける金融サービスの向上に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 2027 年 4 月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止

実施日	2024 年 12 月 2 日（月）
内 容	2027 年 4 月 1 日（木）以降を期日とする手形や小切手（先日付小切手含む）について、代金取立の受付を停止します。 ※該当の手形等を既にお持ちのお客さまは、窓口にご相談下さい。

2. 払戻請求書（出金伝票）による当座預金出金の取扱開始

実施日	2024 年 12 月 2 日（月）
内 容	当座預金からの払い戻しについて、現行の小切手の振出のほか、払戻請求書による取り扱いを開始します。ただし、小切手と同様に払戻請求書による払い戻しは口座開設店に限ります。 ※小切手による払い戻しは引き続きご利用いただけます。

3. 当座預金の新規口座開設停止

実施日	2024 年 12 月 2 日（月）
内 容	当座預金の新規口座開設を停止します。 実施日以降は、普通預金・決済用預金等をご利用ください。 ※既に当座預金をご利用中のお客さまは引き続きご利用いただけます。

4. 一般当座貸越の新規申込停止

実施日	2024 年 12 月 2 日（月）
内 容	一般当座貸越の新規申込を停止します。 ※既に一般当座貸越をご利用中のお客さまは引き続きご利用いただけます。

手形・小切手の全面的な電子化へ向けて

■「手形・小切手の全面的な電子化」に関する主な動き

2021 年 6 月	政府が「成長戦略実行計画」を閣議決定 ・ 5 年後の約束手形の利用の廃止 ・ 小切手の全面的な電子化
2021 年 7 月 (2024 年 7 月改定)	全国銀行協会が 「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」を策定 ・ 2026 年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロに
2023 年 6 月	政府が下記の計画を閣議決定 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改定版」 ・ 約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」 ・ 法人インターネットバンキングの利用促進 ・ 手形・小切手の電子化に向けた取組による企業間決済デジタル化推進

■手形・小切手に代わる決済方法（代表例）

インターネット
バンキングによる振込

電子記録債権
(でんさい)

■電子化による主なメリット

コスト軽減

印紙税・郵送料等を削減

事務負担軽減

手形等の振出、取立依頼、
保管・管理等が不要

リスク削減

現物がないため、紛失・
盗難等のリスクがない

資金繰り 円滑化

でんさいの場合、必要資金分
だけ分割・譲渡・割引が可能

非対面非接触 取引

取引先、金融機関、郵便局
等に行く必要がない

当金庫は、電子的な決済方法への移行を推奨しております。

手形・小切手に代わる決済方法として、インターネットバンキングサービスや、でんさい
ネットサービスへの移行をご案内しておりますので、是非ともご検討いただきますようお願い
申し上げます。

以 上